**個人情報保護に関する方針**

改訂と専門用語

個人情報保護に関する方針の改訂表、もしくは規約の変更を参照下さい。

|  |  |
| --- | --- |
| 発行者: | 事務長 |
| 改定ver | 1  1 |
| 法令に関連する方針　/ その他の方針 | その他の方針  Other |
| 承認者 | 事務長 |
| 改訂日 | 2018年5月28日 |
| 配布方法 | 帝京学園ロンドンホームページへの掲載及び、スタッフ用データホルダーへの格納 |
| 次回改定日 | 2019年5月25日 |

1. **個人情報保護に関する方針**

帝京ロンドン学園は、バッキンガムシャーにある男女共学の高校です。帝京大学グループに所属する学校で、文部科学省の管轄下にあり日本のカリキュラウムに沿った学校で、15歳から18歳の生徒が通っています。有限会社であり、イギリスでの登録番号は1001232です。

この方針は英国帝京財団及び、学園コミュニティー（過去から現在、未来を含めた）スタッフや、学生、保護者、管理委員会、PTA、ボランティア、請負業者、など全ての学園関係者に適応されます。

**個人情報保護に関する方針の目的**

本方針は学園がどのように現在、過去及び未来の学生;保護者または親権者（以下「両親」）の個人情報を使用（または「処理」）するかについて、情報を提供することを目的としています。私たちはこれらの個人を集合的に学園コミュニティーと呼んでいます。

この情報は、情報保護法の定める、個人によるデータ使用方法を理解する権利を提供します。教職員、両親、生徒は、本方針を熟読し、学校が負うコミュニティ全体への義務を理解することを推奨します。

本方針は、インターネットまたは書面でデータを収集する場合など、学校が個人情報の特定使用について提供するその他の情報と共に適用されます。

本方針は、学園が定める以下の規定や方針にも適応される。

* 学校とそのスタッフまたは生徒の親との契約
* 生徒の画像を撮影、保存、使用するための学校方針
* CCTVに関する方針
* 記録保持に関する方針
* セーフガード、健康状態や安全衛生方針（懸念や事故の記録方法を含む）
* IT方針（acceptable Use規定、eSafety規定、在宅勤務規定等）

学園の業務に従事する者（職員、ボランティア、受託者、サービス提供者を含む）、またはその代理を務める者は、学園による個人情報の使用方法についても規定しているこの個人情報保護に関する方針を守り、これを遵守する必要があります。

**情報保護に対する責任**

学園は、個人情報保護とコンプライアンス担当として事務長を任命しています。監査役は、個人情報（以下の「個人の権利」の項を参照）の使用に関するすべての要求と問い合わせに対処し、すべての個人情報が情報保護法及び本方針に従って処理されるように努めます。

**学園が個人データを取扱う理由**

スタッフ、学生、および両親に対して通常の職務を遂行するために、学園は日常業務の一環として個人（現在、過去及び将来の職員、学生、または保護者を含む）に関する幅広い個人情報を取扱う必要があります。

法律上の権利、義務または責務（教職員または学生の両親との契約に基づくものを含む）を履行するために学園が行う必要のある活動のいくつか。←英文が不完全で訳せない

個人情報の他目的利用は、学校の正当な利益または他人の正当な利益に基づいて行われますが、個人への影響よりも重視されず、特殊な情報や機密情報が含まれていない場合に限ります。

学園は、以下の用途がその（またはその地域社会の）「正当な利益」の範疇に入ると想定しています。

* 学生選抜（将来の学生とその両親の身元確認）
* 音楽教育、身体訓練または精神面の発達、進路支援、課外活動を含む教育サービスを生徒に提供し、生徒の成長および教育ニーズをモニター
* 直接的なマーケティング活動や募金活動を含む卒業生や学園コミュニティとの関係を維持
* 経営計画および予測のために、法律によって課せられまたは提供されたもの（税金、多様性または性別による給与格差分析など）を含む研究および統計分析
* 関係当局が学校のパフォーマンスを監視し、適切な場合に介入または援助を行うことを可能にすること
* 過去、現在および未来の学生が在籍した、または合格した教育機関との間で、未払いの手数料や支払い履歴に関する情報を含む、学生に関する情報および参レファレンスの授受。過去の生徒の潜在的な雇用者へのレファレンスを提供すること
* 学生が国内外の入学試験や就職試験などの選考や評価に参加することを可能にし、学園における生徒の定期考査やその他の成績を公表すること
* 学生の福祉を守り、教員による適切なケアを提供すること
* （適切な場合）学園のITに関するacceptable Use方針に則った学園ITおよび通信システムの使用）の監視
* 生徒の写真を撮影、保管、使用するための学園規定に従って、学園の出版物、学園のウェブサイト、および学園のソーシャルメディアに生徒の写真画像を利用すること
* 学園のCCTV規定に従ったCCTVを含むセキュリティ目的
* 学園または外部からの要求による、懲戒または捜査の実施または協力
* 専門的なアドバイス取得や学園への保険付保等を含む、学園にとって合理的に必要な場合

さらに、学園は、特殊な個人情報（健康、民族、宗教、生体認証または性生活に関する情報）または犯罪記録情報（DBSチェックの実施時など）を、セーフガードや雇用に関して、、法律上定められた、または、場合によっては必要に応じて明確な合意形成の下、権利または義務に従って処理する必要があります。これらの理由には、

* 学生の福祉を守り、教員による適切なケア（必要に応じて医療的なケアも含む）を提供し、緊急事態や事故の場合に適切な措置を取るための個人の病状やその他の関連情報を関係者に提供する。例えば、医学的助言、社会的保障、警察や社会福祉事業との協働、保険目的をとする場合や、（医療的な見地より）スクールとリップへの食事を提供する業者または主催者への情報提供
* 個別に特別な教育環境が必要な場合に教育サービスを提供する。
* 教職員の雇用に関連する場合、例えば、DBSチェック、福祉、教職員組合加入状況、年金制度などを提供する。
* 学園の懲戒手続きや外部からの捜査協力の要求として、例えば、特別な教育補助、健康やセーフガードに関する情報を提供する。
* 法令や規定上の目的（例えば、児童保護、多様性モニタリング、健康や安全）や、法的義務を遵守する目的での情報提供。

**学園が扱う個人情報の種類**

例として以下が含まれます。

* 氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスおよびその他の連絡先の詳細
* 所有する車の詳細情報（学園の駐車場を使用している場合）
* 銀行口座情報やその他の経済的な情報（例えば、学園に授業料を納付する両親）
* 過去、現在、未来の生徒の学習面、行動面、入学及び出席状況（特別な教育補助の有無を含む）、試験結果や成績
* 学習、雇用、セーフガードに関する個人ファイル
* 必要に応じ、個人の健康状態や福祉に関する情報及び、親戚の連絡先詳細
* 学園が取得した生徒に関する参照情報及び、生徒が過去に在籍した教育機関及び/または生徒に関係するその他専門家または組織により提供された関連情報
* 過去及び現在のスタッフ、生徒、両親との連絡
* 学園活動に参加している生徒（場合によって、生徒以外の個人）の画像や、学園のCCTVにより撮影された画像（生徒の画像を撮影、保存、使用するための学校方針に従って）
* 学園のウェブサイトに公開する教職員紹介上の教職員の画像、教職員の写真掲示板、教職員の身分証明証

**学園が個人情報を収集する方法**

通常、学園は個々人から個人情報を直接収集します（生徒の情報は両親から提供されるものも含む）。これらは定型の雛形、または通常のコミュニケーション（電子メールや書面による評価を含む）により収集されます。

場合により、第三者（例えば、他校やその個人と関係する個別の専門家もしくは当局者）により個人情報が提供されます。

**個人情報へのアクセス権ならびに学園が共有する対象者**

場合により、学園は学園コミュニティーに関連する個人情報を以下の第三者と共有することがあります。

* 専門家（弁護士、保険会社、PRアドバイザー、会計士など）
* 政府機関（例えば、HMRC、DfE、警察または地方自治体）
* Examination Board
* 適切な規制当局（例えば、theIndependent Schools Inspectorateや the Charity Commission、 or the Information Commissionerなど）

学園により取集された個人情報は、大抵の場合、学園に保持され、アクセスプロトコル（「知る必要性」の基準）によってのみ、適切な担当者によって処理されます。特に厳正なアクセス規定は次の場合に適応されます。

* 医療記録（学園の福祉職員や適切な医療職員により保持、アクセスされる。それ以外の場合では、同意を得てからアクセスする）
* 教員の管理するファイルやセーフガードに関するファイル

ただし、特別な学習支援を必要とする生徒に関する情報は、生徒が必要とする支援を提供するために、より広く教職員に共有されます。

教職員や生徒、両親は、学園が法律及び、法律上のガイダンス（Keeping Children Safe in Educationを含む）により課せられた義務の下、事象の性質や規則性に関して一定の深刻さの基準を満たしている場合、ケースによってはそれらの証明の有無に関わらず、発生した事件及び懸念を記録する、もしくは報告することを留意下さい。これには人事関係書類やセーフガードに関連する書類、が含まれ、場合によっては、LADOや警察などの関連当局へ報告される可能性があります。詳しくは学園のセーフガード方針を参照下さい。

最後に、情報保護法に従い、学園の個人情報の取扱いの一部はITシステム、Web開発者、クラウドストレージプロバイダなどの第三者によって行われます。これは、常に個人情報が安全かつ学校の具体的な指示に従って保管されるという契約上の保証対象となっています。

**学園による個人情報の保持期間**

学園は正当かつ法的に保管する必要がある期間のみ、個人情報を安全に保持します。法令による、通常の教職員及び生徒の個人情報ファイル保持推奨期間は、学園を離職もしくは卒業した後、最大7年間ですが、一部の生徒の個人情報は20年間保持されます。しかし、事件発生ファイルやセーフガードに関するファイルは特定の法的要件に基づき、より長く保持されます。

学園の個人情報保持方針の運用方法に関する質問がある場合や、ご自身の個人情報がこれ以上保持される必要が無いと思われ、抹消を希望する場合は事務長（teikyo.school@teikyofoundation.com）までご連絡下さい。他方、学園には法的要求に従い、個人情報を保持する合法的かつ必要な理由があることにご留意ください。

限られた妥当な個人情報が保管目的で保持されます。例え、個々人が学園と連絡を取り合うことを望まない場合でも、学園は個々人の要求を満たすため、記録を保持する必要があります（suppression record）。

**学園との連絡と支援**

学園は両親や卒業生、学園コミュニティーのメンバーの連絡先情報を活用して、学園の活動や両親や卒業生によりイベント情報などを更新します。関係者が反対しなければ、学園は以下も行います。

* 学園やその他有益な目的に資金を調達するため、郵送や電子メールにて両親及び/または卒業生に連絡をする。
* もし上記のような目的での個人情報利用を制限したり、避けたい場合は、事務長に書面にてご連絡下さい。常にこのような目的のために個人情報が使用されることへの同意を取り消すことが出来ます。また、そうで無い場合には、学園からの直接的なマーケティングや募金活動へ反対する権利があります。しかし、学園は個人情報を保持する可能性が高いです（少なくとも特定の住所や電子メール、電話番号への連絡が無くなることは保証します）。

**個人の権利**

* アクセス権など

個人は情報保護法により、学校が保持している個人情報にアクセスし理解して、場合によっては、個人情報の抹消や変更を求めたり、他機関への移転をを求めたり、また学園による取扱いの停止を求める事ができるなど、様々な権利を有しますが、特定の免除や制限があります。

個人情報にアクセスしたり変更したり、他の人や組織に移転したりすることを希望する個人、や組織、または個人情報の使用方法に異論がある個人は、書面で事務長に連絡する必要があります。

学園は、合理的に実行可能で出来る限り早急に、また法定の期限内（情報へのアクセスを希望する場合は1ヶ月以内）以内に、書面による請求に対処するよう努めます。

学園は学期期間中であれば、請求の対象となる情報がより明確で少量であれば、より迅速に対応する事が可能です。申請された要求が過去に申請された事がある物に比べて、明らかに過度であったり類似している場合、学園は再考を促したり、（個人情報保護法が認める場合）申請内容に応じた料金を請求する事があります。

* 満たす事が出来ない要求

個人に認められている個人情報へのアクセス権は、アクセスする本人の情報のみに限定されており、特定の情報にはアクセスできません。アクセスできないのは　他の個人を特定することができる情報（両親は自分の子供の情報にアクセスできない場合があることに留意が必要、下記を参照）、または法的特権の対象になる文書（例えば、学校に与えられた、または求められた法的助言、または法的措置に関連して準備された書類）となります。

学園は生徒の試験成績（または生徒の試験回答のみからなるその他の情報）を開示する必要はなく、通常のいかなる出版物に先立ち試験等の結果を提供する必要や、進学、トレーニング、就職のために学園より個人に対して出されたいかなる非公開の参照情報も共有する必要は無い。

「忘れられる権利」があります。ただし、個人情報を変更、削除、取扱の停止などの特定の要求を拒絶する説得力のある理由がある場合があります（例えば、法律上の要件や、本プライバシーに関する通知で特定されている正当な利益の範囲内など）。それらの要求は全て個人利益で検討されます。

* 生徒からの請求

学園が合理的に生徒が自らの請求内容を理解するのに十分成熟していると判断する場合は、生徒は自身の個人情報へのアクセスを請求することが出来ます（権利の所掌を参照）。年齢に関係なく生徒は両親かその他の代理人へ、自身の個人情報へのアクセス請求を行うよう依頼することがあります。

実際に、両親が親権により若い生徒のために個人情報へのアクセスを要求する資格がありすが、法律では個人情報は子供の個人の情報であるとみなされます。高学年の生徒の場合、両親が特定の情報へのアクセスを請求をする場合、子供により同意されている証拠を示す必要があります。

通常、13歳以上の生徒にはこれに必要な成熟度があるとみなされますが、家庭環境なども含め、子供本人の成熟度と要求された個人情報の種類の両方に依存します。

* 両親の請求など

個人情報の開示請求に関する規則は、どの情報の開示請求がされているかに依らないことが理解されるべきです。両親には個人情報への法的なアクセス権がないかもしれませんが、両親やその他の人は、生徒の同意無しで生徒に関する個人情報を正当に受け取ることができると考えています。学園は生徒への照会の有無に関わらず、合法的な根拠があると考えることがあります。

一般的に、両親は子供に関する学業や教員からの最新情報を親契約（parent contract）に基づき受領します。両親が離婚している場合、学園は親権を有する各人に同じ情報を提供することを前提としますが、子供の意思を確認するなど、あらゆる状況を考慮する必要があります。

従って、全ての情報の開示請求は、どのような請求がされているかに関わらず、状況に応じて個別に検討されます。

* 同意

学園が個人情報を取扱う際に、個人からの同意に依存している場合、いかなる個人もいつでも同意を取り消すことが可能です（前述の年齢に関する記載と同様）。ただし、学園は個人の同意に依るのではなく、個人の同意なしに個人情報を取扱う合法的な理由を有することに留意下さい。

その理由は本方針の中で明記されているか、もしくは個人との何らかの契約または合意（例えば、雇用契約または親契約(parent contract）もしくは卒業生の同窓組織やPTAなどの会員登録やグッズやサービスの購入が要求されている)。

* 権利の所掌

個人情報保護法に基づく権利は情報に関連する個人に帰属します。ただし、学園は、両親の権限に依存することも多く、生徒の個人情報を取扱うために必要な方法を通知することもあります（例えば、親契約（parent contract）に基づいて、もしくは定型の書面を介して）。これは学園が厳密な同意に依存していることとは異なることを留意下さい（上記の同意の項と同様）。

同意が必要な場合、取扱う情報の性質と生徒の年齢を考慮して、生徒に同意を求めることがあります。その場合、子どもの利益や法律上または契約上の両親の権利など全ての状況によって、両親は相談を受けないことがあることを留意下さい。

一般的に、学園は両親への通常の個人情報開示について生徒の同意が必要ないと想定しています。例えば、生徒の活動や成長、行動、福祉的利益を親に通知するためです。それ以外の通知理由が無い限り、学校は生徒の同意を求めません。

ただし、学生が教職員に内密に懸念を示し、両親への情報開示に対して同意を保留する場合、学園は開示しなければならないその他の理由がなければ、個人情報を開示しません。（例えば、学園が情報を開示することが対象の生徒ならびに他の生徒にとって最良の選択であると判断した場合や、法律により開示が要求された場合。）

生徒は他人の個人情報やプライバシーを尊重することや、学園の方針や校則に従うことが求められます。教職員は関連する教職員の職務規定に従い、職務を遂行します。

**情報の精度とセキュリティー**

学園は、個人に関連して保持している全ての個人情報が、可能な限り最新で正確なものであるように努めます。各個人は学園が保持している情報で、連絡先詳細など重要な変更がある場合、事務長にその旨を通知して下さい。

各個人は、個人は、期限切れの、関連性のない、または不正確な情報の消去または訂正を要求する権利を有します（個人情報保護法の特定の例外や制限の対象）。学園が個人情報を取扱う理由や、それに同意できない場合に同意しない個人が連絡を取る連絡先については、上記を参照下さい。

学園は、技術や機器の使用に関する方針などを含む個人情報の安全性や、学園のシステムへのアクセスなどを確保するための適切な技術的および組織的手順を講じます。

すべての教職員とgovernor(雇用主)は、個人情報保護法に基づいて本方針と職務を認識し、関連するトレーニングを受けます。

**本方針**

学園は本方針を随時更新します。学校はこのプライバシーに関する通知を随時更新します。個人の権利に影響を与える実質的な変更は、合理的に実行可能な範囲で直接個人に提供されます。

**質問および苦情窓口**

この本方針に関するご意見またはご質問は以下のメールアドレスまたは電話番号にて事務長までご連絡下さい。

teikyo.school@teikyofoundation.com

00 44（0）1753 663711

個人が、学園が本方針または個人情報保護法を遵守していないと判断した場合、学園の苦情手続きを利用し、事務長に通知する必要があります。また、Information Commissioner’s Office (ICO)に苦情を申立てすることも可能ですが、ICOは当局を関与させる前に、学校との間で問題解決のための措置を講じることを推奨します。